

## 利用申請書（保育所等用）

## 【申請にあたっての同意事項】

- ※ 子どものための教育・保育給付の支給に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用申請に際して、福祉保健センター長が、利用調整に必要な申請に係る児童の保護者の市町村民税に関する情報について、横浜市が保有する課税台帳により調査を行います。また、他の行政機関等に必要な資料の提出を求められることがあります。
- ※ 横浜市が、利用調整のために、申請に係る児童の保護者の雇用主などの関係者に照会を行うことがあります。
- ※ この申請書に記入されている事項等、利用調整及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者を提供することがあります。
- ※ 申請内容が事実と相違した場合は、利用又は利用の内定を取り消すことがあります。
- ※ 利用を希望する年度の横浜市保育所等利用案内を確認した上で申請してください。

受理印

以上のことに同意の上、次のとおり、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を申請します。

申請先	横浜市	福祉保健センター長	申請日	年	月	日
-----	-----	-----------	-----	---	---	---

## 申請に係る児童

フリガナ		性別	男・女	続柄		生年月日	年	月	日
児童の氏名									
申請児童の健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 留意点あり ⇒ ( )								

## 申請者（給付認定保護者）

フリガナ		連絡先	
氏名	※給付認定申請書に記載の申請者名を記入してください。	携帯・勤務先・自宅・その他（ )	
フリガナ			
母氏名	※上記と同じ場合は記入不要です。		
住所	横浜市 区 (アパート・マンション名)		(号室)

## ◎ 提出期限：令和4年2月10日（木）

※ 郵送で提出する場合は、提出期限**必着**とします。

※ 原則、出生後14日以内に正式申請を行ってください。

(令和4年1月27日から2月3日までに出生した場合は2月10日まで)

◎ 正式申請がない場合、認定・利用調整の対象となりません。詳細は裏面を確認してください。

◎ ご不明な点は、仮申請をした区のこども家庭支援課保育担当にお問い合わせください。

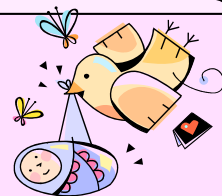
◎ 2月4日以降に生まれた場合は、4月一次利用調整の対象となりません。

5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。

〒226-0013  
横浜市緑区寺山町118番地  
緑区福祉保健センター こども家庭支援課  
電話：045-930-2331  
FAX：045-930-2435



## 本日の申請は仮申請です！



産休明け保育は、利用開始日（4月1日）に生後56日（8週間）が経過しているお子さんが対象です。

4月1日からの保育所等利用については、令和3年11月16日（火）までに申請していただいた方を対象に一次利用調整を実施していますが、申請時点では未出生の方は「仮申請」として申請書をお預かりします。

お子さんがお生まれになった後、令和4年2月10日（木）までに正式申請をしていただかないと認定・利用調整の対象外となりますので、くれぐれも注意してください。

### 【一次利用調整の対象となる場合】

- ① 令和4年2月3日（木）までに生まれた児童
- ② 仮申請をしており、令和4年2月10日（木）までに正式申請を行った申請児童

※1 原則、出生後14日以内に正式申請を行ってください。

※2 正式申請は出生後14日以内となっていますが、令和4年1月27日から2月3日までに出生した場合は、令和4年2月10日までに正式申請を行ってください。

### 【一次利用調整の対象とならない場合】

- ① 2月3日までに生まれたが、仮申請をしていない。
- ② 仮申請をしており、2月3日までに生まれたが、正式申請をしていない。  
※2月10日までに正式申請をしなければ、利用調整の対象になりません。必ず正式申請を行ってください。
- ③ 2月4日以降に生まれた。  
※仮申請をしても、一次利用調整の対象にはなりません。  
5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。その場合、再度書類の提出が必要になります。

### 【仮申請をしたが、その後、正式申請を希望しなくなった場合】

速やかに仮申請をした区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書（兼利用申請内容変更届出書）」を提出してください。

### 【正式申請の方法】

「正式申請用利用申請書（保育所等用）」に必要事項を記入の上、仮申請をした区の区役所こども家庭支援課に提出してください。郵送の場合は必着です。期日までに正式申請を提出できない場合は、必ず相談してください。

\*お問合せは・・・\*



〒226-0013  
横浜市緑区寺山町118番地  
緑区福祉保健センター こども家庭支援課  
電話：045-930-2331  
FAX：045-930-2435